

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-②)

政策名(※1)	政策2: 適正な行政管理の実施	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化並びにITを活用した行政運営の効率化及び国民の利便性向上を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	643,504	288,180	287,349	285,731
		補正予算(b)	-194,604	23,940	0	0
		繰越し等(c)	0	-23,940	23,940	
		合計(a+b+c)	448,900	288,180	311,289	
執行額(千円)	371,445	124,913				
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第183回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成25年3月19日	「国民に広く申立てのみちを開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みであり、制定50年を経て時代に即した見直しを進めてまいります。」			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※3) 【年度】
行政需要に応じた、効率的・効果的な行政の実現並びにITの活用による行政運営の効率化及び国民の利便性向上を実現すること	1 平成25年度機構・定員審査	平成24年度末定員 299,758人 【23年度】	平成25年度末定員 297,384人 【24年度】	各種の改革、業務見直しの結果を反映した機構・定員審査の実施 【24年度】
		平成21年度末定員 302,263人(※) 【21年度】	平成25年度定員合理化数 6,159人 【24年度】	平成25年度の各府省の合理化目標数を設定し、21年度末定員の2%以上を合理化 【24年度】
			平成22年度～25年度合理化数計 26,105人 【24年度】	平成22年度から26年度までの5年間に21年度末定員(※)の10%以上を合理化 【25年度】
	2 IT投資によって得られる投資対効果の状況	「政府情報システム改革検討会」等を開催し、IT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討 【23年度】	平成24年11月に「政府情報システム刷新に当たっての考え方」が決定され、政府CIOを中心としてITガバナンスの抜本的な改革を進めることとなったところ。その具体的な実現にあたっては、新たなIT戦略策定に向け改めて検討されることとなったため、IT総合戦略本部における検討状況を踏まえながら、引き続き検討を実施した。 (※平成25年6月、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、政府CIOによるITガバナンスを強化し、政府全体を通じた戦略的なIT投資管理を実現するため、2014年度の予算編成に合わせて、政府情報システムに関する投資計画を策定、推進することとされた。) 【24年度】	投資対効果の向上の推進 【24年度】
	3 新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し及び重点手続に係る業務プロセス改革について検討 【23年度】	新たなオンライン利用に関する計画に基づき、各府省が①費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し②現に行われているオンライン利用を含む申請等手続に係る業務について、制度全体を視野に入れつつ、手続に係る業務フローを分析し、その手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行う業務プロセス改革を推進するための「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」及び「業務プロセス改革実施要領」を内閣官房と策定し、両取組を推進した。 【24年度】	・申請等手続に係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進 【25年度】

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	4	行政手続制度について、申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定割合	70.1% 国:68.8% 都道府県:78.9% 市:80.2% 【21年度】	審査基準の設定割合、意見提出期間の状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査基準の設定割合等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査基準の設定は、個別の制度を所管する各府省においてその可否を検討して行うものであるため、各府省において行政手続制度に関し十分に理解を深める必要があり、当省が制度の普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	100% 【24年度】
	5	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上の場合の割合	93.1% 【21年度】 (注)残り(6.9%)は、法令の公布・決定等から施行までの期間が短く、当該法令の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要があるため等、いずれも真にやむを得ない理由によるもの。	※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	100% 【24年度】
	6	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	47.1% 国:53.2% 地方:41.0% 【21年度】	審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	現況より増加させることとし、70%を目指す 【24年度】
	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	16.7% 国:12.1% 地方:21.3% 【21年度】	審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	現況より減少させることとし、5%を目指す 【24年度】
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関:87.1% 独立行政法人等:79.7% 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:89.9% ・独立行政法人等:77.5%	平成24年度の国の行政機関等における開示決定等期限の状況については、行政機関等の情報公開法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定等期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度値より増加 【24年度】
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関及び独立行政法人等)	・行政機関:97.6% ・独立行政法人等:90.2% 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:100% ・独立行政法人等:90.2%	平成24年度の国の行政機関等における監査実施率については、行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度値より増加 【24年度】
	10	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関:498件 独立行政法人等:2,006件 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:723件 ・独立行政法人等:1,885件	平成24年度の国の行政機関等における漏えい等の状況については、行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度件数より減少 【24年度】

	<p>目標の達成状況</p>	<p>・機構審査においては、社会保障・税番号制度の導入のために必要な組織の新設等を認めたが、これらの組織の新設等に当たっては、既存の機構の廃止等を行うことにより、行政組織の肥大化とならないよう審査を行った。定員審査においては、安全保障・治安及び復興等、現下の重要課題に適切に対応できるよう、必要な体制を措置した上で、全体として、昨年以上に厳しく増員の抑制を図るとともに、合理化の徹底を図った。以上の取組により、効率的・効果的な行政の実現について、目標を達成することができた。また、「政府情報システム刷新有識者会議」において、IT投資管理実施のための検討を実施した。（新たなIT戦略を踏まえ、平成25年度末までに政府情報システム投資計画を公表予定。）</p> <p>・審査基準の設定割合、意見提出期間の状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。また、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。</p> <p>これらにより、施策目標の達成に向けて一定程度進展があった。</p> <p>・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度についての指標に対する実績は明らかになっていないが、両制度の適正かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施した。</p>
<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の縮減・廃止</p> <p>適正な行政管理の実施に係る施策の中でも基幹的な施策である機構・定員審査については、行政需要に応じた効率的・効果的な行政の実現を図るとの目標を十分に達成したことから、基本目標の達成に向けて進展があったと評価した。引き続き、効率的・効果的な行政の実現のために必要な措置を講じていく。</p> <p>また、政府情報システム刷新有識者会議において、政府情報システムの刷新に当たっては、IT投資管理のPDCAサイクルの下、投資対効果を厳格にチェックし、投資に見合うコスト低減等の成果の確実な実現が必要であることが示された。今後は、新たなIT戦略においてIT投資管理の仕組みが検討されるため、IT総合戦略本部における検討の状況を踏まえながら、IT投資管理の実施に向けて詳細な検討を引き続き実施する必要がある。</p> <p>行政手続制度について、測定指標の達成状況は不明であるところ、同制度が目的とする行政手続の公正の確保及び透明性の向上に向けた取組は、概ねなされたものと認められる。今後、施行状況調査等を通じ、測定指標として掲げる「審査基準の設定割合」等についてその実体を把握した上で、同制度の円滑な運用のために必要な措置を講じていく。行政不服審査制度については、測定指標の達成状況は不明であるところ、同制度が目的とする簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済の確保に向けた取組は、おおむねなされたものと認められる。今後、施行状況調査等を通じ、測定指標として掲げる「審査請求の処理期間」等についてその実体を把握した上で、同制度の円滑な運用のために必要な措置を講じていく。</p> <p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、両制度の適正かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施したところであるが、引き続き、両制度の適正かつ円滑な運用に努めるよう必要な措置を講じていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年8月、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部田中弥生教授から、施策の進捗状況(実績)の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○平成25年度機構・定員等の要求について(平成24年9月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000010.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000010.html</a>)</p> <p>○平成25年度機構・定員の審査結果(平成25年1月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000011.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000011.html</a>)</p> <p>○政府情報システム刷新のための共通方針(提言)(平成24年8月9日 政府情報システム刷新有識者会議)</p> <p>○政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方(平成24年11月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定 行政改革実行本部決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、管理官)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企画調整課長 横田 信孝 管理官 菅原 希</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
----------------	-------------------------	---------------	----------------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。